

◎新潟県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成29年7月4日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
胎内市 築地土地改良区	築地土地改良区	維持管理事業	変更	平成29年6月23日	第48条